

吸収分割に係る事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに  
会社法施行規則第 189 条に定める事項)

2022 年 4 月 1 日

株式会社ミダックホールディングス  
株式会社三晃

2022 年 4 月 1 日

## 吸収分割に関する事後開示書面

静岡県浜松市東区有玉南町 2163 番地  
株式会社ミダックホールディングス  
代表取締役社長 加藤 恵子

愛知県春日井市上田楽町字庄司山 3042 番 3  
株式会社三晃  
代表取締役社長 吉谷 和高

株式会社ミダックホールディングス(以下「分割会社」)及び株式会社三晃(以下「吸収分割承継会社」)は、2021 年 7 月 21 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、分割会社が行う事業のうち、廃棄物処分事業(関事業所)に関して分割会社が有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本分割」という。)を行いました。

本分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

なお、本分割は、吸収分割承継会社においては、会社法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割であります。

## 記

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2022 年 4 月 1 日

### 2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1)会社法第 784 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による手続の経過について  
会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主による吸収分割差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2022 年 3 月 10 日付で株主に  
対して通知を行いました。会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて株式買取請求を行

った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求手続)の規定による手続の経過について  
会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権者による吸収分割差止請求はありませんでした。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過(債権者の異議)  
該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による手続の経過について  
本分割において、吸収分割承継会社に対して会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について  
本分割は、会社法第 796 条第 1 項に定める略式吸収分割に該当するため、会社法第 797 条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について  
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 18 日付の官報及び債権者に対して個別催告を実施しましたが、同法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本分割により吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日である 2022 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約書の定めに従い、同社の新規最終処分事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、吸収分割承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額(2021 年 3 月 31 日時点)は、次の通りです。

資産合 58 百万円(内訳:流動資産 3 百万円、固定資産 54 百万円)

負債合計 12 百万円(内訳:流動負債 12 百万円、固定負債 0 百万円)

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 4 月 1 日(予定)

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6

号、同第 201 条第6号)

2021 年8月 31 日開催の株式会社ミダック臨時株主総会において、株式会社ミダックの商号を 2021 年9月 1 日付で株式会社ミダックホールディングスへ変更しております。

以上